

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、豊かで楽しく快適な暮らしの創造を目指す「豊・楽・快 創造企業」を経営理念とし、高品質で低価格な住宅を提供する企業としてその社会的責任を果たし、お客様・株主・取引先・地域社会・従業員等、全てのステークホルダーから信頼される企業を目指しております。

そのために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、取締役会・監査役会等による経営監督機能の強化を図るための体制を整備し、法令遵守は勿論のこと、社内規程・社会常識・倫理観に則り行動することを「企業行動基準」ならびに「コンプライアンス基本方針」に定めてコンプライアンス経営を実現し、迅速かつ的確な意思決定を行い、経営の健全性・透明性の向上に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、下記のとおり適切に行っております。

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、政策保有株式はありません。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引および競業取引を取締役会の決議事項としております。関連当事者間の取引につきましては、発生の可能性がある都度、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、株主共同の利益を害することはないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に視点を置き、管理本部において、また必要に応じて監査役や内部監査室の意見を徴して協議しております。また、当社グループ間取引においては、「子会社管理規程」により相互に不利益が生じないよう定めており、その旨遵守しております。

取締役および監査役については、本人およびその関連当事者との取引について、毎年4月に取引の有無、内容、金額等について書面での回答を求めるとともに、会計データ等を検索し取引の有無等の網羅的な確認を行っております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1)経営理念等

当社は本報告「基本的な考え方」に記載のとおり、「経営理念」「コンプライアンス基本方針」等を定め、当社のホームページに掲載しております。

##### (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、本報告「基本的な考え方」に記載のとおりです。また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則について、具体的な検討をしたうえで整理し、決定しております。

##### (3)取締役等の報酬決定に関する方針と手続き

本報告「取締役報酬関係」に記載しております。

##### (4)取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続き

当社の取締役候補者は、当社が定める「取締役選任基準」に基づいて取締役会にて選任しております。また、監査役候補者は、経営管理や会計に関する十分な知識を有し、適切な監査が期待できることを条件に、監査役会の同意を得て選任しております。

#### 【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]の補充原則—1

意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて、具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議により決定しております。また、業務執行に係る職務権限、業務分掌等については社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、見直しがなされる仕組みを構築しております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

平成28年6月27日開催の定時株主総会において社外取締役を1名追加選任し、現在独立社外取締役は2名です。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」等を参考に社外役員(社外取締役および社外監査役)の独立性基準を定めております。資質については、企業に関する法律実務の知識または経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した視点、また専門的視点から意見具申ができる人物を独立社外取締役の候補者として選任しております。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の補充原則—1

当社では、取締役・監査役ともに選任基準は、人格、識見とともにふさわしく経営管理能力に優れていること、当社の「経営理念」を尊重し、「コンプライアンス基本方針」および「企業行動基準」に従い、各種法律を遵守する強い意識を持っていることを条件としており、特に社外取締役および社外監査役につきましては、経営・危機管理・法律・会計等に関する高い知見を有していることを条件に選任しております。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の補充原則—2

当社の取締役および監査役につきましては、他の上場会社の役員を兼任しております。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の補充原則—3

当社は、2016年4月に取締役会の実効性に関して、全取締役および全監査役による自己評価を実施しました。その結果を基に、顧問弁護士が取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。取締役会は、この分析・評価を踏まえ、取締役会の実効性を更に高めてまいります。

#### 【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】の補充原則—2

当社における基本情報(経営戦略・財務戦略等)の共有は勿論、定期的に自主研修会を開催し、必要に応じて外部講師を招いた研修会を行うなど、取締役および監査役がその職務を遂行する上で必要な知識・情報を共有するように取り組んでおります。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話につきましては、IR担当役員が統括し、管理本部が中心となって関係部門と適切に情報交換を行ったうえで実施します。なお、投資判断に必要となる重要な情報については、東京証券取引所の適時開示に関するルールに則り、適時・適切に開示し、適時開示後速やかに当社ホームページにも掲載することとしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%未満

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塙圭二	2,715,000	38.15
株式会社フラワーリング	1,600,000	22.48
株式会社SBI証券	162,200	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	117,800	1.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	106,300	1.49
株式会社足利銀行	103,000	1.44
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	99,900	1.40
日本証券金融株式会社	90,900	1.27
株式会社群馬銀行	64,000	0.89
株式会社埼玉りそな銀行	64,000	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無 [更新](#)

塙 圭二

親会社の有無 [更新](#)

なし

補足説明 [更新](#)

当社の代表取締役社長である塙圭二は、「オーナー」に該当し、株式会社フラワーリングの株主であり代表取締役社長に就任しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 [更新](#)

東京 第二部

決算期 [更新](#)

3月

業種 [更新](#)

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数 [更新](#)

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 [更新](#)

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 [更新](#)

10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

当社と支配株主等との間に取引が発生する場合には、一般的の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容および条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <a href="#">更新</a>	10名
定款上の取締役の任期 <a href="#">更新</a>	2年
取締役会の議長 <a href="#">更新</a>	社長
取締役の人数 <a href="#">更新</a>	8名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松沢博	他の会社の出身者											
廣木富雄	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松沢博	○	該当事項はありません。	住宅関連マーケティングの専門家であることから、その専門的知識を当社の経営に活かしていただきため、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。
廣木富雄	○	同氏は、当社の主要な取引銀行である足利銀行の執行役員に平成14年7月から平成16年3月まで就任しておりましたが、平成16年3月に同行を退職し既に12年が経過しております。当社の同行からの借入比率は約19%ですが、同行以外に多数の金融機関と取引があり、同行が当社の意	経営および金融・財務に関する豊富な経験と知見を有しております、この経験を活かして、業務執行に対する一層の監督強化を図っていただくため、社外取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。

思決定に対して影響を与える恐れはありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 [更新](#)

設置している

定款上の監査役の員数 [更新](#)

4名

監査役の人数 [更新](#)

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査役、会計監査人、内部監査室は、それぞれの担当分野で厳正な監査を行っておりますが、監査計画や監査結果に関する意見交換を随時実施することで相互に連携し、より一層の監査品質の向上を図っております。監査役と内部監査室との連携は、内部監査室の行う各事業所の監査に同行し助言・指導を行っており、また、内部監査室が社長に提出した内部監査報告書の回付を受けて改善状況に関して確認・助言を行っております。なお、監査役と内部監査室は同執務室内に席を設けていることから、随時情報交換等が行える状況となっております。また、監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携は、監査計画および期中の監査手続の経過の説明・報告ならびに監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査室を交え協議を開催しております。

社外監査役の選任状況 [更新](#)

選任している

社外監査役の人数 [更新](#)

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#)

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塙越通永	他の会社の出身者													
佐藤晋治	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塙越通永	○	該当事項はありません。	経営および金融・財務に関する豊富な経験と知見を当社の監査に活かしていただくため、社

			外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。
佐藤晋治	○	該当事項はありません。	公認会計士であり、財務・会計に関する専門的知識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、すべて独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 [更新](#)

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

1億円以上の者がいないため、個別開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等の総額は株主総会の決議による旨を定款に定めております。

役員毎の取締役および監査役の報酬等については、役職および本人の経験・能力・実績などに基づき、取締役会および監査役会にて決定しております。

平成27年度に係る取締役および監査役の報酬

・取締役7名に対する報酬等の総額: 184,410千円

・監査役3名に対する報酬等の総額: 12,658千円

・上記のうち、社外役員3名に対する報酬等の総額: 13,800千円

株主総会決議による取締役報酬の総額は年額5億円以内、監査役報酬の総額は年額3千万円以内です。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

定例取締役会の開催日は年間スケジュールで定め、重要な会議日程についても月初に案内をしております。取締役会の議案については事前に関係資料を送付し、加えて個別説明を行い十分な検討ができるようにサポートしております。また、その他の重要事項についても、資料送付・情報提供を適時行い、監督機能が有効に機能する環境を整備しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 【取締役会】

当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されており、取締役会規程に基づいて株主総会終了直後および定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。会議については、監査役3名(うち社外監査役2名)も出席して建設的な議論を行っております。また、各取締役は職務の執行状況について、取締役会で報告を行っております。

なお、当社は業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員は、その業務執行状況について四半期に一度取締役会において報告しております。

### 【監査役会】

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、監査役会規程に基づいて株主総会終了直後および定時監査役会を毎月1回開催しております。なお、必要に応じ臨時に監査役会を開催することとしております。また、監査役は重要な会議に予め定めた業務分担に従い出席しております。

### 【監査役監査】

年度当初に策定した監査方針・監査計画に従い、期中監査においては、取締役の職務執行状況、財産管理状況、店舗・事業所の運営管理等について監査を実施し、把握された問題点について当該監査役が監査調書を作成し、監査役会または必要に応じて代表取締役社長に提出しております。

期末監査においては、計算書類・附属明細書、その他株主総会提出議案を中心に監査を実施し、その結果を監査役会に報告したうえで、監査役会監査報告書を代表取締役社長へ提出しております。

### 【内部監査】

社長直轄の内部監査室(担当2名)を設置し、年度当初に策定した内部監査基本計画書に基づき、全拠点について、原則として実地監査により行っております。監査終了後は、拠点毎に内部監査報告書を作成し社長の承認を得るとともに、取締役会にて総評を報告しております。

### 【会計監査】

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査契約を締結して定期監査を受け、適正な会計処理に努めております。なお、平成28年3期における会計監査の執行状況は次のとおりであります。

#### ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 松田 道春

指定有限責任社員 業務執行社員 鎌田 竜彦

#### ・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他7名

### 【コンプライアンスへの取り組み】

当社は、企業価値向上のためにコンプライアンス意識醸成とその体制の徹底が不可欠であると認識しており、「コンプライアンス基本方針」ならびに「企業行動基準」を制定し、全役職員がその行動指針である「KI CREDO」を実践しております。また、内部通報規程を定めて「内部通報窓口」を設置し、法令違反、社内規程違反等があった場合は通報できる体制を整備しております。

### 【リスク管理体制の整備】

当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性がある様々なリスクについては、「リスク管理規程」に基づき総務部が当社のリスクの把握、一元管理を行うとともに、各部門・事業所と連携してリスクマネジメントを推進しております。また、不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づいて迅速かつ適切に対応できる体制を整えることとしております。

### 【責任限定契約】

当社と社外取締役および社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役8名で構成される取締役会および監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。このうち社外取締役を2名、社外監査役を2名選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使について十分な検討時間を確保できるよう、法定期日の1週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年の定時株主総会は同年6月27日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主の利便性を勘案し必要と認められる場合は、パソコンやスマートフォンから議決権の行使が可能となるよう検討を行います。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主の利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討を行います。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに専用ページを設けて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算短信発表後に決算説明会を開催しております。今後は、半期及び通期での決算短信発表後に定期的に行う予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに専用ページを設けて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者 専務取締役 瀧口裕一 担当部門 管理本部 執行役員管理本部長 松澤修	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で「企業行動基準」を制定し、全役職員に周知しております。また、「コンプライアンス基本方針」を定めてホームページへの掲載ならびに各事業所の店頭に掲示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「コンプライアンス基本方針」ならびに「企業行動基準」において、環境活動および社会貢献活動に積極的に取り組む旨を定め、その活動の内容を当社のホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「企業行動基準」にステークホルダーに対して適時・適切に企業情報を提供する旨を定めております。適時開示情報については、TDnetおよび必要に応じて記者発表等によって行う方針であります。また、適時開示後速やかに当社のホームページに掲載することとしております。
その他	当社では、女性社員の活躍推進を積極的に行っており、平成26年6月に1名、執行役員に就任しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において以下の通り内部統制システムに関する基本方針を決定し、全てのステークホルダーの期待に応えるべく、その体制の構築と更なる体制強化に向けて鋭意取り組んでおります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けるものとします。
- b. 当社は、企業行動基準、コンプライアンス規程などの倫理綱領を明確にし、役職員のコンプライアンスの実践と意識の維持・向上を図ります。
- c. 当社は、内部通報窓口を社内及び社外に設置し、法令等違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- d. 監査役は、内部統制システムの整備状況を含めた取締役の職務執行に対する監査の充実に努めます。
- e. 内部監査部門は社長直属とし、内部統制システムの整備状況を監査し、不正過誤の防止と業務の改善・指導を行います。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、取締役の職務執行に係る重要事項が記載された文書及び電磁的記録について、文書保管管理規程等の関係諸規程に基づき、適切に作成・保管・管理を行います。
- b. 取締役及び監査役は、これらの文書等を適宜閲覧できるものとします。

#### (3) 当社グループにおける損失の危険に関する規程その他の体制

- a. 当社は、事業の継続と安定的な発展を確保するため、リスク管理規程に基づきリスクマネジメントを実践し、リスクの把握、リスクの回避及び損失の最小化を図ります。
- b. 緊急事態の発生時には、危機管理規程に基づき迅速かつ適切な対応を行います。
- c. 内部監査室は、対象部署ごとに監査項目を決定し、リスクマネジメント監査を実施します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役は、定時又は臨時に開催される取締役会において会社の意思決定及び業務執行状況の報告を行います。なお、重要事項の意思決定にあたっては、事前に社長を議長とする取締役等で構成される経営会議において議論を行ってまいります。
- b. 当社は、職務権限規程により決裁権限を明確化し、その中で権限の下部委譲を行ってまいります。
- c. 執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図ります。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性等につき監視・監督または監査を行います。
- b. 「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営について自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行うこととします。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜報告を求ることとします。
- c. 管理本部・内部監査室が子会社のコンプライアンス体制・リスク管理体制を監視すると同時に、内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導します。監査役はこれらの結果を踏まえ、監査を行います。
- d. 当社内に子会社の内部通報窓口を設けることにより、業務の適正確保に努めます。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役は、必要に応じて当社の使用者から補助者を置くことができるものとします。
- b. 監査役が補助者を置いた場合、その補助者に関する指揮命令権は監査役に委譲され、その間は取締役及び他の使用者は指揮命令権を有しないものとします。
- c. 監査役の職務を補助する使用者の人事の決定ないし変更については、監査役会との事前協議を要するものとします。

#### (7) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者から職務の執行状況について報告を受けるものとします。
- b. 当社グループの取締役及び使用者は、重要なリスク情報、当社グループに著しい損害・不利益を及ぼすおそれのある事項、法令・定款・諸規程等に違反する行為を発見した場合、速やかに監査役へ報告します。
- c. 内部監査室は、内部監査結果について定期的に監査役へ報告します。

#### (8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社並びに当社グループの取締役及び使用者に周知徹底します。また、内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益取扱いを禁止します。

#### (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- a. 監査役は、取締役及び使用者に対し、その職務遂行上必要があると判断した事項について、いつでも報告を求めることができるものとします。
- b. 監査役は、代表取締役との間で定期的に会議を行います。
- c. 監査役は、内部監査室・会計監査人と意見・情報交換を行う等連携を図ります。また、必要に応じて外部専門家から助言を受けることができるものとします。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### (1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

- a. 当社グループは、企業の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、さらに、グループを挙げて反社会的勢力の排除に取り組みます。

- b.当社グループは、如何なる理由があっても反社会的勢力との裏取引や資金提供を絶対に行いません。
  - c.当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事および刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、要求に応じません。
  - d.当社グループは、反社会的勢力への対応に關係する役職員等の安全を最優先し、グループを挙げ断固とした姿勢で臨みます。
  - e.当社グループは、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携するとともに、政府および地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。
- (2)その整備状況
- a.当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、反社会的勢力の排除に関する規程を定め、上記基本方針をホームページに掲載しています。
  - b.当社は、お客様やお取引先との契約に関して、契約書又は約款等に反社会的勢力の排除に関する条文を記載し、契約を締結しています。
  - c.当社は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターに加盟し、関係情報の提供を受けるほか、警察機関、弁護士等と緊密に連携し、安全な街づくりに積極的に取り組んでいます。

## Vその他

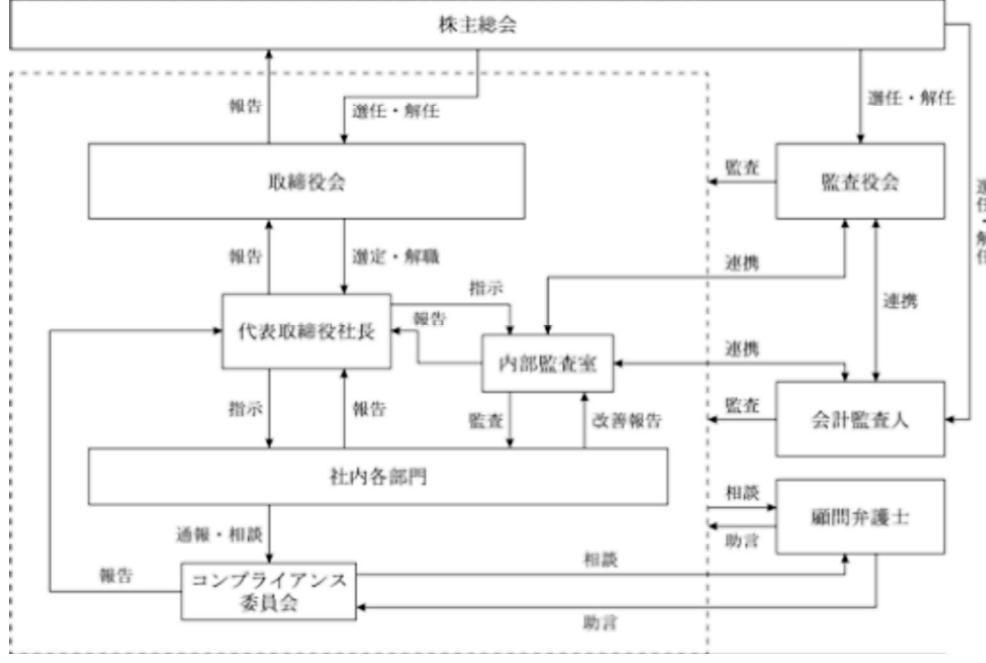
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

なし

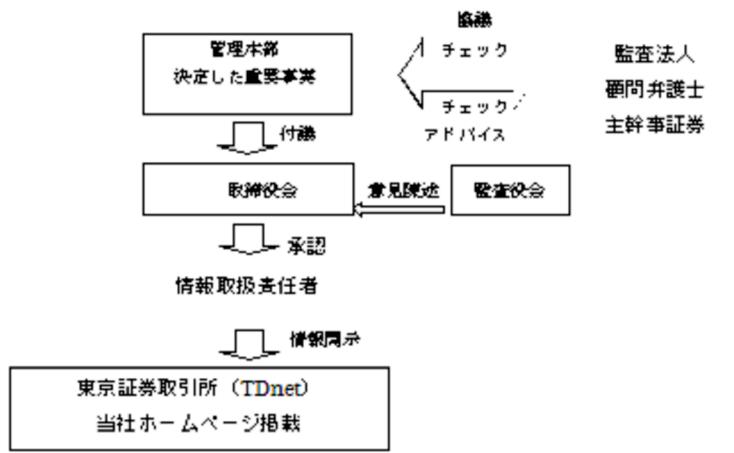
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

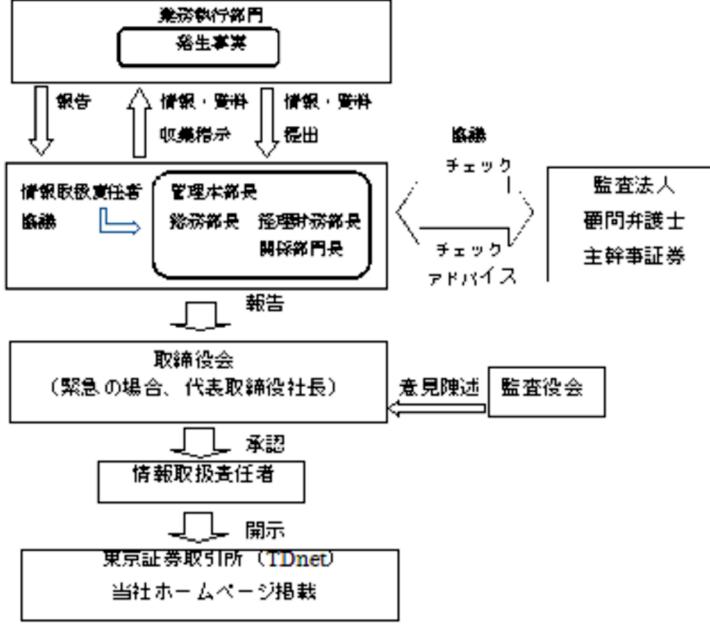


## 【遅時間示義務の概要（模式図）】

## 1. 決定事実に関する情報の遅時間示業務フロー



## 2. 発生事実に関する情報の遅時間示業務フロー



## 3. 決算に関する情報の遅時間示業務フロー

